



2020年4月14日

各位

会社名 株式会社 三陽商会  
 代表者名 代表取締役社長兼社長執行役員  
 中山 雅之  
 (コード番号：8011 東証第一部)  
 問合せ先 経営統轄本部  
 企業コミュニケーション部長  
 岩崎 麻佐子  
 TEL (03) 6380-5055

### 定款一部変更に関するお知らせ（取締役会議長の選任）

当社は、2020年4月14日開催の取締役会において、取締役会議長の選任にかかる定款一部変更について「定款一部変更の件」を第77期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。かかる定款一部変更の効力発生日は当該定時株主総会と同日となります。

#### 記

##### 1. 変更の理由

当社は、取締役会の柔軟な運営を可能とすること並びに意思決定の客観性及び透明性の向上を図ることを目的として、取締役会の議長につき、業務執行から独立した社外取締役においても務めることができるよう、必要な変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(取締役会)            第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長が招集し、議長は、<u>取締役会長または取締役社長</u>がこれにあたる。ただし、<u>取締役会長および取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序にしたがい他の取締役がこれに代わる。</p> <p>② 前項の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前にその通知を発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p>	<p>(取締役会)            第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長が招集し、議長は、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれにあたる。ただし、<u>当該取締役</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序にしたがい他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>④ 取締役会については本定款によるほか取締役会の定める取締役会規則による。</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p>

以 上